

# たつの市立東栗栖小学校いじめ防止基本方針

たつの市立東栗栖小学校

## 1 本校の方針

本校は、「生命と人間尊重の精神を大切にし、知・徳・体の調和のとれたところ豊かな児童の育成一夢に向かって挑戦する東栗栖っ子」を学校教育目標に掲げ、「夢」や「志」を抱き、心身ともに健康で、豊かな人間力を身に付けた児童の育成をめざしている。

全ての児童が集団生活の中でコミュニケーション能力や自尊感情を育みながら、安全・安心に学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、豊かな自然環境の中、三世代同居の家庭が7割ほどを占めており、子どもたちが安心して生活出来る家庭環境が整うとともに、校区自治会や学校支援ボランティア組織を中心に学校教育や地域の子どもたちへの理解や愛情あふれる支援体制が整った良好な教育環境のもとにある。

しかし、小規模校の特性として6年間同一学級による人間関係の固定化や保護者の人間関係も影響し、過去にはトラブルからいじめや問題行動に発展した事例もある。そこで、校長のリーダーシップのもと、全職員の共通理解による協働体制を整え、一人一人の児童の心に寄り添った指導を行いながら人権文化が息づく学校環境づくりを進める。特に、規範意識や社会性や自主性を高める道徳教育や特別活動、勉強が分かって楽しいと実感出来る教科指導、さらに生きる力に繋がる様々な体験活動の調和を図りながら自己肯定感や思いやりの心を育む取組を進める。あわせて「いじめは、いつでもどこでも起こるもの」「いじめは絶対に許されない」との認識を常に持ち、保護者や地域さらに関係機関との連携を深め、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、ならびに被害児童の心のケアを最優先に以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に行う学校づくりを推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者による日常の教育相談体制、生活指導体制などの構築を充実させるための「いじめ対応チーム」を中心とした組織体制を定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条で、第一号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第二号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」とされている。

第一号については、いじめを受ける児童の状況で重大事態と判断する。児童が自殺を企図した場合はもちろん、暴力行為等により身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、たつの市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、たつの市教育委員会の判断により、たつの市教育委員会が設置する付属機関で対応する。

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指し、開かれた学校となるよう情報発信に努める。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校の校報やホームページなどで公開するとともに、PTA総会や学校行事などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取することにも留意する。

## 附則

この規則は平成31年4月1日より施行する。